平成２４年（フ）第２８１６号
大阪府東大阪市足代南１丁目13番12号
債務者　水山　亨倍
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　心平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５号
京都府福知山市駅南町３丁目93番地　芦田マンションＡ室
債務者　増谷　正巳
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小槻　浩史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
佐賀県伊万里市大川町大川野2949番地
債務者　馬場崎美和
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八谷　時彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１０７４号
名古屋市北区浪打町２丁目79番地
債務者　田中　憲次
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　啓悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１３９号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目３番19―303号
債務者　大渡　修一
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　規雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６号
佐賀県伊万里市波多津町辻521番地１　松本方、住民票上の住所愛知県安城市東端町山ノ神36番地
債務者　杉浦　秀喜
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　芳樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第９９号
愛知県一宮市新生４丁目４番７―101号光輝ビルサンシャインマンション
債務者　大森　弘一
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５１号
岐阜県下呂市小坂町小坂町728番地
債務者　岡﨑　由佳
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪下　六代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２９号
秋田県横手市二葉町１番12号
債務者　川村　和義
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１５５号
函館市的場町23番２号
債務者　竹内　崇詞
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７５号
山形県西村山郡河北町谷地字真木81番地の４シャトーロイヤル201
債務者　阿部フジオこと　ＡＢＥ　ＰＡＵＬＯ　ＦＵＪＩＯ
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７９号
山形県村山市楯岡馬場17番10号
債務者　庄司惠美子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８２号
山形市江南２丁目10番７号　真庭荘８号
債務者　長坂　正信
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８３号
山形県天童市中里３丁目７番28号
債務者　金木　笑子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４号
京都府亀岡市北河原町２丁目１番11―304号
債務者　人見　勝之
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
埼玉県草加市原町１丁目１番１号　第２プチコモンズ山田203号
債務者　船渡　　進
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
埼玉県春日部市牛島886番地１　鈴木住宅14号棟
債務者　橋本三津江
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係